

長崎市農業委員会 令和3年3月総会 議事録

- 1 日 時 令和3年3月29日(月) 14:15 開会
16:50 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(18名)
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩本 隆 岩永 一也
後山 裕義 上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子 平尾 政博
松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀 山口 邦俊
山口 眞佐栄 山崎 実男 山脇 貞雄
- 5 欠席農業委員(1名)
永岡 亜也子
- 6 出席推進委員(22名)
池田 憲二 今村 秀喜 岩尾 直己 浦川 英敏 尾崎 正孝
川添 孝則 城戸 利美 久保 正 田中 幹生 鶴田 安明
中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人 野本 英世 濱口 敏夫
濱口 雅洋 増田 茂 松本 貞幸 三浦 孝路 村田美津枝
森内 悟己 山下 和孝
- 7 欠席推進委員(2名)
柴原 恵 森保 欣也
- 8 出席職員
【農林振興課】 相川課長 徳重係長 峯松主任
【農委事務局】 向井局長 山下事務長 川本係長 平農地係長 赤池主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和3年3月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾議会議長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、3月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は18名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、今月の総会は、新型コロナウイルス感染症の流行状況が落ち着いて参りましたことから、3月22日の運営委員会で協議をいたしまして、通常の招集とご案内をさせていただきましたことを併せてご報告いたします。推進委員の出席は22名です。なお今後も状況を見ながら開催方法を判断して参りたいと思います。以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。山崎実男委員と山脇貞雄委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山崎委員・山脇委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は付議事項が6件ございます。まず初めに、第1号議案、「農業委員会職員の任免について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、議案書の1ページをご覧ください。令和3年3月24日に、令和3年4月1日付け人事異動の発令がございました。農業委員会事務局職員は「農業委員会等に関する法律」第26条第3項の規定に基づき、農業委員会が任免することになっていることから本議案を提出するものでございます。それでは資料の2ページをご覧ください。令和3年4月1日付人事異動の内示でございます。左側が転出者、右側が転入者です。まず、左側の転出者でございますが、山下事務長及び平農地係長が定年退職されます。以上が転出される皆さんです。続きまして、右側が転入者でございますが、原爆資料館の前田原爆資料館次長兼被爆継承課長が、農業委員会事務局事務長として転入されます。次に、野母崎地域センターの木下係長が、農業委員会事務局農地係長として転入されます。また、農業委員会事務局の林田主事が、農業委員会事務局専門官となっております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、説明がありましたが、本件については、議案のとおり、農業委員会事務局職員を任免することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。それでは、退職されます方から、ご挨拶をお願いいたします。

— 退職者挨拶 —

○議長 ありがとうございます。定年退職されます職員の方におかれましては、大変お世話になりました。今後とも健康に留意されまして、新しい環境の中でのますますのご活躍を期待いたします。それから、本日は転入される方も来ておられますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

— 転入者挨拶 —

○議長 ありがとうございます。転入される皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。それでは議事を進めさせていただきます。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番からご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。1番は、三芳町の〇〇さんが所有する、住吉町及び泉町の農地15筆4,034.24㎡について、弟である泉2丁目の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業を行っていないため弟へ譲るものであり、譲受人が贈与を受け耕作管理するためでございます。

申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。浦上水源地の北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真が6枚ほどございます。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で370日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得により経営面積が4,938.24㎡となり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、3月17日に森内悟己推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、4ページをご覧ください。第2号議案2番と3番は、譲受人が同一人でありますので、併せてご説明いたします。まず2番は、田中町の〇〇さんが所有する、田中町の農地1筆776㎡について、島原市有明町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転

を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が高齢で農業経営が困難なためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。

続きまして3番は、岩屋町の〇〇さんが所有する、田中町の農地1筆216㎡について、同じく島原市有明町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が相続したが農業者でないので耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。

申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。中央卸売市場の北西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で530日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が19,920㎡となり、下限面積の3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、3月17日に城戸利美推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○森山委員 2番と3番についてですが、譲受人は島原市有明町ということですが、作付けは何をされるのでしょうか。ちょっと距離的にも遠いということで、管理がなかなか難しいのではないかと思います。その辺はどのようになっていますか。

○農地係長 〇〇さんなんですけれども、これは和蠟燭の原料である、ハゼの木を栽培される予定で、特に頻繁に管理する必要はないということで、この近くにももう既に何筆か農地を取得されておりまして、その部分でハゼの木の栽培を予定されておられます。以上でございます。

○森山委員 はい、わかりました。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書は5ページをご覧ください。1番は、平間町在住の〇〇さんが所有する現川町の農地1筆について、資材置場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。中尾ダムの北に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。〇〇さんは建設業を営まれており、受注増加により資材保管の増加が想定され、また、外注先や取引先等の車両の出入りが増加したため、現在の土地だけでは支障が出ているため、当該地を資材置場として転用するものでございます。赤い枠が申請地部分で、図面左側の部分に資材を置き、中央部分が通路及び資材の積み下ろし場、右側部分は、駐車場として使用します。雨水排水については、自然流下により道路側溝に放流し、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。こちらが駐車場になる部分、次が資材置場などになる部分でございます。立会いにつきましては、3月19日に後山裕義農業委員、池田憲二推進委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第3号議案についての説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番からご説明いたします。議案書は、6ページをご覧ください。まず1番は、田中町の〇〇さんが所有する、田中町の農地5筆1,000.81㎡に

ついて、島原市有明町の〇〇さんが5年間の賃貸借により、利用権の新規設定を行うものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。中尾ダムの南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。設定後の経営面積は、6,000.81㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。現地調査は、3月17日に城戸利美推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第4号議案2番、3番、4番については関連がございますので、併せてご説明いたします。まず、2番は、宮崎町の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆866㎡について、長崎市地産地消振興公社が3年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。

続きまして3番は、川原町の〇〇さんが所有する、宮崎町の農地1筆1,463㎡について、長崎市地産地消振興公社が3年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。

続きまして4番は、宮崎町の〇〇さんが所有する、宮崎町の農地2筆4,248㎡について、長崎市地産地消振興公社が3年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。利用につきましては、新規就農者などの研修用圃場として利用しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。こちらが川原町の農地、次が、宮崎町の農地の写真が2枚ほどございます。現地調査は2月16日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は8ページをご覧ください。第4号議案5番と6番については関連がございますので、併せてご説明いたします。5番は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地4筆4,044㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地4筆4,044㎡について、10年間の使用貸借により、西海町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして6番は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地2筆4,239㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆4,239㎡について、10年間の使用貸借により、西海町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は12,800㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南側と南西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真があと3枚ほどございます。現地調査は2月17日に森山安男農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は9ページをご覧ください。第4号議案7番についてご説明いたします。7番は、埼玉県東松山市在住の〇〇さんが所有する、宮崎町の農地1筆1,657㎡に

ついて、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,657㎡について、10年間の賃貸借により、協岬町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、7,489㎡となり、利用につきましては花きの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は2月16日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、8番でございます。8番は、蚊焼町の〇〇さんが所有する、藤田尾町の農地2筆2,850㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆2,850㎡について、5年間の賃貸借により、協岬町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,992㎡となり、利用につきましてはびわの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原小学校の東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地調査は2月16日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は10ページをご覧ください。第4号議案9番についてご説明いたします。9番は、平山町の〇〇さんが所有する、平山町の農地2筆700㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明しました農地2筆700㎡について、5年間の使用貸借により、平山町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、700㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は2月18日に柳川八百秀農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第4号議案10番についてご説明いたします。10番は、川原町の〇〇さんが所有する、宮崎町の農地1筆2,833㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆2,833㎡について、5年間の賃貸借により、椿が丘町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,527㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は2月16日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は11ページから12ページにかけてご覧ください。第4号議案11

番、12番、13番については関連がございますので、併せてご説明いたします。まず11番は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地1筆2,221㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆2,221㎡について、20年間の賃貸借により、さくらの里2丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして12番は、琴海戸根原町の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地2筆3,349㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆3,349㎡について、20年間の賃貸借により、さくらの里2丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

議案書の12ページをご覧ください。13番は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地1筆2,432㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆2,432㎡について、20年間の賃貸借により、さくらの里2丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

設定後の経営面積は、8,002㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地調査は2月17日に森山安男農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 第5号議案1番についてご説明いたします。議案書の13ページをご覧ください

さい。本件は、令和元年7月に中間管理機構へ利用集積した木場町の農地1筆1,011㎡について、賃貸借により西山4丁目の〇〇さんへ配分する計画でございます。賃貸借期間は当初10年が設定されており、今回の配分計画は残期間の8年2ヶ月となっております。配分後の経営面積は、2,071㎡となり、今回配分された農地では普通畑としての利用を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。西山ダムの北東に位置しております。次が、拡大したものでございます。赤く塗った部分が申請地でございます。次が、現地の写真です。現地調査は3月16日に岩本隆農業委員、浦川英敏推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして2番でございます。2番は、令和元年7月に中間管理機構へ利用集積した川原町の農地1筆1,685㎡について、賃貸借により三景台町の〇〇さんへ配分する計画でございます。賃貸借期間は当初10年が設定されており、今回の配分計画は残期間の8年2ヶ月となっております。配分後の経営面積は、7,197㎡となり、今回配分された農地では普通畑としての利用を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北西に位置しております。次が、拡大したものでございます。赤く塗った部分が申請地でございます。次が、現地の写真です。現地調査は3月19日に田平孝廣農業委員、森保欣也推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第6号議案「非農地の判断について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第6号議案についてご説明いたします。議案書は14ページから15ページにかけて掲載しております。15ページの集計欄の所に記載しております通り、申出件数が9件、合計筆数が24筆、合計面積で10,986㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

まず、1番は、木場町在住の〇〇さんが所有する西山4丁目の農地2筆で、面積は280

㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。西山高部貯水池の北側に位置しております。次が、拡大したものです。次が、現地の写真です。現地の立会いは、3月16日に岩本隆農業委員、浦川英敏推進委員にお願いしております。

続きまして2番は、西山4丁目在住の〇〇さんが所有する、西山4丁目の農地3筆で、面積は984㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。西山高部貯水池の北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、3月16日に岩本隆農業委員、浦川英敏推進委員にお願いしております。

続きまして3番は、琴海戸根町在住の〇〇さんが所有する、上黒崎町の農地12筆で、面積は合計4,342㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。エスポールそとめの東南側及び西南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。もう1枚拡大した写真がございます。次が、現地の写真です。現地の写真があと8枚ほどございます。現地の立会いは、3月18日に岩永一也農業委員、鶴田安明推進委員にお願いしております。

続きまして4番は、出雲3丁目在住の〇〇さんが所有する、出雲1丁目の農地1筆で、面積は302㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。出雲近隣公園の南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、3月19日に柳川八百秀農業委員、中村数昭推進委員にお願いしております。

続きまして5番は、出雲1丁目在住の〇〇さんが所有する、出雲1丁目の農地1筆で、面積は2,559㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。出雲近隣公園の南西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、3月19日に柳川八百秀農業委員、中村数昭推進委員にお願いしております。

続きまして議案書は15ページをご覧ください。6番は、松崎町在住の〇〇さんが所有する、松崎町の農地1筆で、面積は475㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎リハビリテーションの北東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、3月18日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして7番は、毛井首町在住の〇〇さんが所有する、高浜町の農地1筆で、面積は881㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。高浜海水浴場の西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。建物の裏手の山が申請地です。現地の立会いは、3月16日に山口邦俊農業委員、柴原恵推進委員にお願いしております。

続きまして8番は、本尾町在住の〇〇さんが所有する、矢の平2丁目の農地2筆で、面積は975㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。瓊浦高等学校グラウンドの南東側に位置しております。次が、拡大したも

のでございます。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地の立会いは、3月16日に岩本隆農業委員、浦川英敏推進委員にお願いしております。

続きまして9番は、飽の浦町在住の〇〇さんが所有する、上黒崎町の農地1筆で、面積は188㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。黒崎カトリック教会の北東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、3月18日に岩永一也農業委員、鶴田安明推進委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第6号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「農業委員会市長表彰の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、農業委員会市長表彰につきまして、ご報告させていただきます。本日13時から、市役所本館3階第1応接室におきまして、平尾会長、山口眞佐栄会長職務代理人、向井事務局長、相川農林振興課長同席のもと、松本貞幸農地利用最適化推進委員が、長崎市農業委員会市長表彰基準に基づき、田上市長から農業委員在籍期間20年の表彰を受けられております。誠にめでとうございます。それでは、松本推進委員に一言ご挨拶をいただければと思います。

— 松本推進委員挨拶 —

○農政管理係長 ありがとうございます。報告事項1については以上でございます。

○議長 ご挨拶ありがとうございます。松本貞幸農地利用最適化推進委員におかれましては、旧三和町時代から長きにわたり、農業委員会活動及び長崎市の農業の振興にご寄与いただきまして、誠にありがとうございます。今後とも、農業委員会活動にご尽力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

続きまして、報告事項2「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願い

いたします。

○農地係長 それでは、報告事項の資料の、まず1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続等の届出等が義務づけられているもので、先月は、6件の届出がございました。続きまして、資料の3ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、2件提出されております。続きまして、資料の4ページから5ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、8件提出されました。合計16件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項3「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、3月10日に開催されました。資料は、6ページと7ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「令和2年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書への回答について」及びその他の事項2「実質化された人・農地プランの公表及び今後の取り組み方針（案）について」ですが、その他の事項の最後に農林振興課より直接説明をしていただくこととしております。

続きまして、その他の事項3「農業委員会会長表彰要綱の改正について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項3についてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。まず、1の改正を行う理由ですが、農業委員会会長表彰の表彰基準について9年、3期在任後に退任する委員を表彰することを明確にするもの及び、平成31年3月に本要綱に農地利用最適化推進委員を加える改正をしておりますが、任期満了に伴う委員の選任は、農業委員の皆さんが選任された後に推進委員の決定について総会に付議してから推進委員を選任するという流れになっているため、農業委員と推進委員の就任の日に数日のずれが生じることになり、正確には在任期間が同一とならない状況になります。そのため、当該表彰の基準における在任期間を同一とみなすよう変更するものでございます。

次に、2の改正内容ですが、要綱第2条第1号について、9年（3期）在任後、退任する委員を対象とし、引き続き在任する委員は対象としないことを明確にするということにしております。なお、この件につきましては、これまでも同様の取り扱いをしており、あくまでも今回その取り扱いを明確に記載するというものになります。それから第3条第1項について、任期満了に伴い3年ごとに行われる委員の選任時における農地利用最適化推進委員の就任した日を、農業委員が就任した日と同一とみなすことを加えるものです。

次に、3の改正案につきましては、資料2ページから3ページに当該要綱の改正案につきまして、朱書き見え消しで掲載しております。朱書き部分が改正を行う箇所となります

ので、ご参照していただければと思います。

資料1ページにお戻りください。4のその他として、改正後の要綱の施行日は、令和3年4月1日とし、施行日以降に在任する委員について適用することとしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項4「全国農業新聞の定期購読者の獲得について」及びその他の事項5「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 まず、その他の事項4についてご説明いたします。資料は4ページをご覧ください。全国農業新聞の購読者の獲得についてですが、先月の報告以降3件の中止の依頼があり、現在の購読部数は134部となっております。ながさき農業委員会1・1・1運動における令和3年度の目標部数については、今後、県の農業会議で設定されることとなるかと思いますが、今後とも継続した活動をお願いいたします。

続きまして、その他の事項5についてご説明いたします。資料は5ページと6ページに、令和2年度下半期の活動記録集計表を記載しておりますのでご参照ください。資料7ページをご覧ください。毎月提出していただいております活動記録カードの内容を4月分から一部修正をさせていただいております。主な変更点につきましては、資料上段の農地利用最適化の推進の枠内の部分ですが、従来であれば、アからオまでの5つの項目内で活動に該当する番号を記載していただいていたところではありますが、今回、国の交付金の項目に合わせまして、アからウまでの3つの項目に変更をしております。その中でイの遊休農地関係の項目の活動については、これまでと変わりありません。それ以外のア、ウの項目なんですけれども、まずアが、人・農地プランに係る活動をした場合、それからウ、人・農地プランを伴わない活動についてということで、ご覧になってわかると思いますが、アとウの部分が結構同じ内容になっているかと思いますが、それが今申し上げた通り、人・農地プランに係る活動なのか、そうでない活動なのかということで、アとウの項目の中で、活動する番号を判断いただければと思います。迷った場合には、これまで通り事務局へお尋ねいただければと思います。それから記録カードの中段、右のほうの網掛けの部分になりますが、4番、5番、6番、19番、20番、21番というのが、利用権設定の活動に伴う部分になりますが、その活動に関わった委員のお名前を申請書に書いていただくということで、申請書の様式の中に委員名を書く欄を作っておりますので、そこには間違いなく関わった場合にはご自身のお名前を書いていただくように、公社の担当や、農地の出し手に必ず伝えていただければと思います。その資料が最終的に農地利用最適化交

付金の根拠資料となりますので、お忘れなきようお願いいたします。それから下段に記載例ということで、網掛けをしておりますが、今回の修正で、上から3段目の所を追加しております。まず、左から人・農地プランの活動アの項目の活動をした場合には、ここに丸を記載してください。それから併せて担い手の氏名及び関与した農地の所在を右のほうに記載していただければと思いますので、よろしく申し上げます。変更箇所についての説明は以上ですが、活動内容を記載する欄が、番号だけ書いて詳細内容が未記入ということがたまにあります。この部分につきましては、箇条書きでも構いませんので、活動した内容を必ず記載いただきますよう併せてお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他の事項6「令和3年4月、5月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、資料は9ページをご覧ください。初めに、4月の予定です。9日金曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が13時30分から長崎県農協会館で開催され平尾会長が出席される予定です。21日水曜日14時から運営委員会、28日水曜日14時から4月の総会を開催する予定です。

続きまして、5月の行事予定です。10日月曜日、長崎県農業会議常設審議委員会、21日金曜日農業委員会運営委員会、27日木曜日、農業委員会総会を開催する予定としております。以上で4月・5月の行事予定のお知らせを終わります。

○議長 ありがとうございます。それでは、説明者の交代がございますので、ここで休憩を取りたいと思います。続きは休憩後に行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは再開いたします。最後に、その他の事項1「令和2年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書への回答について」及びその他の事項2「実質化された人・農地プランの公表及び今後の取り組み方針（案）」について、事務局から説明及び進行をお願いいたします。

－ 農業振興課 説明 －

－ 質疑応答 －

○議長 ありがとうございました。農林振興課の職員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、お時間を取っていただきまして誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。それではこれで3月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変ご苦労様でした。

議長
(平尾 政博)

議事録署名人
(山崎 実男)

議事録署名人
(山脇 貞雄)
